

次期香川県廃棄物処理計画

骨子案

1 計画に関する基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5に基づき、第四次循環型社会形成推進基本計画や「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（国の基本方針）を踏まえて、本県の廃棄物行政を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。

(2) 計画の位置付け

- 廃棄物処理法第5条の5に基づく計画
- 「香川県総合計画」の環境に関する分野別計画
- 「香川県環境基本計画」の資源循環分野に関する個別計画

(3) 計画の期間

- 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間
ただし、中長期的な視点での検討が必要なごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に関しては、令和12(2030)年度までの10年間

(4) 対象とする廃棄物

- 廃棄物処理法第2条に規定する廃棄物（一般廃棄物（し尿を除く。）及び産業廃棄物）

(5) 基本的な考え方

- 環境への負荷をできる限り低減するため、引き続き、2R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース））にリサイクルを加えた3Rを促進するとともに、廃棄物の適正処理を推進する。
- とくに、新たな課題となっているプラスチックごみ対策や食品ロスの削減、災害廃棄物処理体制の充実・強化に重点的に取り組む。
- 廃棄物処理計画に掲げる施策を実施することで、持続可能な循環型社会の形成を目指すとともに、SDGsの目標達成にも貢献していく。
- 新型コロナウイルス感染拡大による廃棄物の種類や排出量への影響を適切に把握し、柔軟に対応する。

2 基本目標と施策の柱

(1) 基本目標

環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成

(2) 施策区分

- 1 循環型社会づくりの推進
- 2 廃棄物の適正処理の推進

(3) 施策の柱

- 1 2R（リデュース、リユース）の推進
- 2 リサイクルの推進
- 3 廃棄物の適正処理の推進
- 4 災害廃棄物処理体制の充実・強化

香川県廃棄物処理計画の施策体系

施策区分	施策の柱	施策展開
大項目	中項目	小項目
1 循環型社会づくりの推進	1-1 2 R（リデュース、リユース）の推進	1-1-1 2 Rを意識した3 Rの普及啓発
		1-1-2 リデュースに向けた取組みの推進
		1-1-3 リユースに向けた取組みの推進
	1-2 リサイクルの推進	1-2-1 市町におけるリサイクルの促進
		1-2-2 各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充
		1-2-3 循環産業の育成
		1-2-4 リサイクル製品の利用促進
2 廃棄物の適正処理の推進	2-1 廃棄物の適正処理の推進	2-1-1 廃棄物処理施設の確保と維持管理
		2-1-2 監視指導体制の拡充・強化
		2-1-3 廃棄物の適正処理の推進
		2-1-4 不法投棄や野外焼却対策の強化
		2-1-5 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の推進
	2-2 災害廃棄物処理体制の充実・強化	2-2-1 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の充実・強化

【施策の柱1-1】 2R（リデュース、リユース）の推進

（1）現状と課題

- 環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成するためには、リサイクルに先立って2Rを可能な限り推進することが大切ですが、県政世論調査では、リサイクルに対する意識は高いものの、2Rに対する意識は、依然として相対的に低いという結果になっており、引き続き、2Rを意識した3Rの普及啓発に取り組み、これまでの大量生産・大量消費型のライフスタイルからの転換を図る必要があります。
- 本県の一般廃棄物の総排出量は、平成30(2018)年度の実績が31.1万トンと、平成26年度(2014)の実績(32.8万トン)と比較すると減少しており、今後も、人口減少に伴う自然減が続くことが予想されることから、減少傾向で推移するものと考えられますが、排出量の一層の削減に向け、創意工夫を凝らした普及啓発を行い、生活全体において2Rを推進していく必要があります。
- 本県の産業廃棄物の総排出量は、平成30(2018)年度の実績が247.6万トンと、平成26年度(2014)の実績(244.1万トン)と比較すると増加しており、産業廃棄物の総排出量は景気動向の影響を受ける面はあるものの、引き続き、持続的な経済活動による発展に配慮しつつ、総排出量の抑制を目指す必要があります。
- 廃棄物については、プラスチックごみや食品ロスなど新たな課題が顕在化しており、また、新型コロナウイルスの影響による生活様式や経済活動の変容に伴い、廃棄物の種類や排出量に変化が生じる可能性があることなどから、こうした状況を的確に把握して、適切に対応していく必要があります。

（2）施策展開

施策展開	主な取組内容
1-1-1 2Rを意識した3Rの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2Rを意識した3Rの普及啓発 ■ 世代に応じた環境教育・学習の場の確保 ■ 地域でのクリーン作戦への支援 ■ 民間団体との連携
1-1-2 リデュースに向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境に優しい消費行動の推進 ■ プラスチックごみ対策の推進 ■ 食品ロスの削減 ■ 生産、流通段階でのリデュース ■ 市町におけるリデュースの促進 ■ 多量排出事業者への啓発
1-1-3 リユースに向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ リユースの促進、リターナブル容器の利用促進等 ■ リユース市場の普及啓発

【施策の柱 1－2】 リサイクルの推進

(1) 現状と課題

- 本県のリサイクル率（平成 30(2018)年度実績）は、一般廃棄物が 18.9%、産業廃棄物が 71.0%となっており、平成 26(2014)年度実績（一般廃棄物：19.3%、産業廃棄物：70.3%）と比較すると、一般廃棄物は減少（0.4 ポイント減）し、産業廃棄物は増加（0.7 ポイント増）していますが、近年は、一般廃棄物は横ばいか微減、産業廃棄物は微増で推移しています。
- リサイクル率の向上を図るためには、各種リサイクル制度を的確に運用するとともに、特に、市町によって大きな差がある一般廃棄物のリサイクル率（平成 30(2018)年度：最大 64.0%、最小 7.9%）の向上に向け、各市町による主体的な取組みの促進を図るほか、国において検討が進められているプラスチック資源の回収・リサイクルの拡大と高度化にも適切に対応していく必要があります。
- リサイクルを進めるためには、関連事業者の取組みや消費行動の変容を促進することが大切であることから、県内企業の環境関連の研究開発等に対する支援や優良な産廃処理業者の認定等により循環産業の育成を図るとともに、リサイクル製品の認定制度やグリーン購入の促進等により、リサイクル製品の利用促進に努める必要があります。

(2) 施策展開

施策展開	主な取組内容
1－2－1 市町におけるリサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> ■市町におけるリサイクルの促進 ■プラスチックごみ等資源ごみのリサイクルの徹底
1－2－2 各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ■拡大生産者責任の徹底 ■容器包装リサイクルの推進 ■家電リサイクルの推進 ■建設リサイクルの推進 ■食品リサイクルの推進 ■自動車リサイクルの推進 ■家畜排せつ物等のリサイクルの推進 ■小型家電リサイクルの推進（レアメタルリサイクル） ■多様な回収ルートの確保
1－2－3 循環産業の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■研究開発等への支援 ■リサイクル施設の整備促進 ■エコタウン事業の推進 ■リサイクル市場の普及啓発 ■優良産廃処理業者の育成
1－2－4 リサイクル製品の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ■リサイクル製品等の認定と利用促進 ■グリーン購入の促進 ■再生資材の利用促進

【施策の柱2-1】 廃棄物の適正処理の推進

(1) 現状と課題

- 不法投棄監視パトロールなどを行ってきた結果、不法投棄の大規模な事例や不法投棄・野外焼却に関する県民からの苦情件数は減少したものの、河川、海岸、山間等への不法投棄や野外焼却は、依然として後を絶たない状況にあり、県政世論調査でも、廃棄物の不法投棄対策について、多くの人が重要と考えている一方、満足している人は少ない結果になっています。
- 廃棄物の適正処理を推進するためには、引き続き、廃棄物処理施設の整備促進や適切な維持管理、優良な処理業者の育成に取り組むほか、感染性廃棄物やPCB廃棄物等の処理困難廃棄物や海岸漂着物など各種廃棄物の適正処理に努めるとともに、市町や関係機関と連携し、不法投棄や野外焼却に対する監視指導を一層充実させる必要があります。
- 本県の最重要課題の一つである豊島廃棄物等処理施設撤去等事業については、関係者の理解や協力のもと、安全と環境保全を第一に、調停条項に基づき、豊島処分地の地下水浄化対策や関連施設の撤去、遮水機能の解除等に全力で取り組む必要があります。

(2) 施策展開

施策展開	主な取組内容
2-1-1 廃棄物処理施設の確保と維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物処理施設に対する理解と協力の確保 ■ ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化 ■ 産業廃棄物処理施設の確保と維持管理 ■ 廃止した廃棄物処理施設の適正管理
2-1-2 監視指導体制の拡充・強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 排出事業者に対する監視指導 ■ 処理業者、処理施設に対する監視指導 ■ 市町における監視指導の強化 ■ 県外産廃の搬入規制の継続と適正な循環利用の確保 ■ 不適正処理への対応
2-1-3 廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町における適正処理 ■ 排出事業者及び処理業者の適正処理の徹底 ■ 優良産廃処理業者認定制度の周知 ■ 感染性廃棄物の適正処理 ■ アスベスト廃棄物の適正処理 ■ PCB廃棄物の適正処理 ■ 海岸漂着物等の適正処理 ■ 農業生産資材廃棄物・漁業系廃棄物の適正処理
2-1-4 不法投棄や野外焼却対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不法投棄されない地域社会の推進 ■ 地域でのクリーン作戦への支援【再掲】

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監視、通報体制の充実 ■ 関係機関との連携
<p>2-1-5 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の 推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の推進

【施策の柱 2 - 2】 災害廃棄物処理体制の充実・強化

(1) 現状と課題

- 近年、全国各地で甚大な災害が発生し、その都度、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理が課題となっていますが、本県でも、今後 30 年以内の発生確率が 70～80%といわれる南海トラフ地震（発生頻度が高い L1 クラス）が発生した場合、約 73 万トン（平年の約 2.3 倍）の災害廃棄物が発生すると想定されており、また、今後、地球温暖化の影響により、台風や豪雨の規模も大きくなることが予測されています。

- 本県では、県及び各市町において、「災害廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理行動マニュアル」を作成し、国や関係機関が連携した災害廃棄物処理広域訓練を実施していますが、訓練で明らかとなった課題や被災自治体からの情報を踏まえ、計画や行動マニュアルがより実行性の高いものとなるよう見直すとともに、継続的に訓練を行うなど、引き続き、災害廃棄物処理体制の充実・強化に努める必要があります。

(2) 施策展開

施策展開	主な取組内容
2 - 2 - 1 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の充実・強化	■大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の強化 ■災害廃棄物処理広域訓練

次期廃棄物処理計画に掲げる指標（現時点の検討状況）

★は新規の環境指標

環境指標		単位	小項目		現況 (R元年度)	目標 (R7年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
1	一般廃棄物の最終処分量	万 t	【基本目標】		3.1 (H30)	2.6	県民の3Rの取組状況が反映されるため。	人口減を考慮したR7の将来予想2.9万tにリサイクル率の向上による再生利用量の増加を加味して、現況(H30)の3.1万tから0.5万tの削減を目指す。
2	産業廃棄物の最終処分量	万 t	【基本目標】		17.9 (H30)	16.1	事業者の3Rの取組状況が反映されるため。	国の第四次循環型社会形成推進基本計画の目標と同程度の総排出量の減少およびリサイクル率の上昇を見込んで算出。現況(H30)の17.9万tから1.8万tの削減を目指す。
1 循環型社会づくりの推進								
3	★かがわプラスチック・スマートショップ登録店舗数(累計)	店舗	1-1-1	2Rを意識した3Rの普及啓発	新規	100	近年国際的課題となっているプラスチックごみの削減に向けて取り組む店舗数の増加により、循環型社会の推進が図られるため。	本県に本社を置く小売大手の店舗数を踏まえ、R3から5年間で100店舗の認定を目指す。
4	一般廃棄物の総排出量	万 t	1-1-2	リデュースに向けた取組みの推進	31.1 (H30)	28.0	県民のリデュースの取組状況が反映されるため。	人口減を考慮したR7の将来予想29.0万tに施策による削減量の上乗せ（食品ロス▲0.4万t、プラごみ等▲0.6万t）を加味し、現況(H30)の31.1万tから3.1万tの削減を目指す。
5	一般廃棄物の1人1日当たり排出量	g	1-1-2	リデュースに向けた取組みの推進	863 (H30)	810	県民のリデュースの取組状況が反映され、また、県民に分かりやすい指標であるため。	上記理由により、県民1人1日当たり、現況(H30)の863gから53gの削減を目指す。
6	産業廃棄物の総排出量	万 t	1-1-2	リデュースに向けた取組みの推進	247.6 (H30)	244.0	事業者のリデュースの取組状況が反映されるため。	国の第四次循環型社会形成推進基本計画の目標と同程度の削減割合(H27から▲0.3%)を見込んで算出。現況(H30)の247.6万tから3.6万tの削減を目指す。

次期廃棄物処理計画に掲げる指標（現時点の検討状況）

★は新規の環境指標

環境指標		単位	小項目		現況 (R元年度)	目標 (R7年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
7	★リユース製品を積極的に利用すると答えた人の割合	%	1-1-3	リユースに向けた取り組みの推進	調整中	検討中	県民のリユースの取組状況を把握するため。	検討中
8	一般廃棄物のリサイクル率	%	1-2-1	市町におけるリサイクルの促進	18.9 (H30)	24.0	県民のリサイクルの取組状況が反映されるため。	現計画の目標値を引き継ぎ、現況(H30)の18.9%から5.1ポイントの増加を目指す。
9	産業廃棄物のリサイクル率	%	1-2-2	各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充	71.0 (H30)	72.5	事業者のリサイクルの取組状況が反映されるため。	全国平均を下回る排出量上位品目(がれき類、廃プラスチック類)のリサイクル率について、全国平均規模までの上昇を見込んで算出。現況(H30)の71.0%から1.5ポイントの増加を目指す。
※9	産業廃棄物のリサイクル率(再掲)	%	1-2-3	循環産業の育成	71.0 (H30)	72.5	事業者のリサイクルの取組状況が反映されるため。	全国平均を下回る排出量上位品目(がれき類、廃プラスチック類)のリサイクル率について、全国平均規模までの上昇を見込んで算出。現況(H30)の71.0%から1.5ポイントの増加を目指す。
10	★リサイクル製品を積極的に利用すると答えた人の割合	%	1-2-4	リサイクル製品の利用促進	調整中	検討中	県民及び事業者のリサイクルの取組状況が反映されるため。	検討中

次期廃棄物処理計画に掲げる指標（現時点の検討状況）

★は新規の環境指標

環境指標		単位	小項目		現況 (R元年度)	目標 (R7年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
2 廃棄物の適正処理の推進								
11	廃棄物不適正処理苦情件数	件	2-1-2	監視指導体制の拡充・強化	116	減少	廃棄物が適正に処理されることで苦情件数が減少するため。	年によって増減はあるものの、近年減少傾向であることから、現況（R元）の116件からの減少を目指す。
※11	廃棄物不適正処理苦情件数（再掲）	件	2-1-3	廃棄物の適正処理の推進	116	減少	廃棄物が適正に処理されることで苦情件数が減少するため。	年によって増減はあるものの、近年減少傾向であることから、現況（R元）の116件からの減少を目指す。
12	★産業廃棄物不法投棄件数（10 t 以上）	件	2-1-4	不法投棄や野外焼却対策の強化	0	0件を継続	廃棄物が適正に処理されることで、不法投棄事案の発生が抑えられるため。	不法投棄事案は発生すれば周辺環境に大きな負荷を与えることから0件を継続することを目指す。
13	★災害廃棄物処理計画に風水害対策を加える見直しをした市町	市町	2-2-1	大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の充実・強化	0	全市町	市町の計画について、近年の風水害の状況を踏まえ、早急に見直しを図り、体制の充実・強化を図っていく必要があるため。	近年多発する風水害に対応した計画の見直しは全市町で行う必要がある。